

第四十六回 参議院大蔵委員会會議録第五号

昭和三十九年二月十三日(木曜日) 午前十時十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 新谷寅三郎君

理事 柴田 栄君

西川甚五郎君

柴谷 要君

渋谷 邦彦君

天田 勝正君

阿崎 真一君

栗原 祐幸君

佐野 廣君

津島 壽一君

鳥嶋徳次郎君

堀 末治君

佐野 芳雄君

野溝 勝君

原島 宏治君

鈴木 市蔵君

瓜生 順良君

井川 伊平君

齋藤 邦吉君

江守堅太郎君

大蔵省管財局長

事務局長

常任委員 坂入長太郎君

会専門員

本日の會議に付した案件

○国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(内閣提出)

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

去る十一日、本院先議として提案せられた本委員会に付託せられました「国有財産法第十三条の規定に基づき、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」、去る六日、予備審査のため本院に付託せられました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案、以上三件を議題とし、順次提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(齋藤邦吉君) ただいま議題となりました「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」及び食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

初めに、「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」について、概要を申し上げます。

本件は、公園である公共用財産を公用財産とすること等につきまして、国有財産法第十三条の規定に基づき、次の案件につきそれぞれ国会の議決を求めるものであります。その概要は、次のとおりであります。

第一は、公園である公共用財産を公用財産とする件でございます。現在、京都御苑として公共の用に供してあります厚生省所管の公共用財産の一部を、総理府管内庁京都事務所庁舎敷地とするため、総理府(管内庁)所管の公用財産としようとするものであります。

第二は、公園である公共用財産を皇室用財産とする件でございます。現在、皇居外苑として公共の用に供してあります公共用財産と、皇居として皇室の用に供してあります皇室用財産との境界につきまして、一部不合理な点が見受けられ、財産管理上不都合がありますので、この際、国有財産管理の適正を期するため、厚生省所管の公共用財産を総理府(管内庁)所管の皇室用財産としようとするものであります。

第三は、公用財産を皇室用財産とする件でございます。皇居東側地区内は、現在公用財産と皇室用財産とに區別されておりませんが、皇居付属庭園としての同地区の整備も進行しておりますので、この際、国有財産管理の適正を期するため、総理府(管内庁)の公用財産を皇室用財産としようとするものであります。

第四は、皇室用財産の取得の件でございます。

まず、宮殿の新築であります。旧宮殿は、昭和二十年五月の戦災により焼失し、現在は管内庁庁舎の一部を仮宮殿として使用している状況でございますので、昭和三十五年一月の閣議決定に基づきまして、この際新営しようとするものであります。なお、宮殿の付帯施設といたしまして、電気機械室及び地下駐車場を新築し、あわせて宮殿周辺の道路、上下水道、照明装置等の工作物を新設することといたしております。

次は、皇居東側地区の工作物の新設であります。先ほども申し上げましたように、皇居東側地区は、皇居付属庭園として現在整備を進めているわけでありませんが、これに伴いまして必要な道路、上下水道等の工作物を新設しようとするものであります。

次は、皇后陛下御還暦記念ホルルの新築であります。このホルルは、皇后陛下の御還暦を記念いたしまして、音楽、舞臺の演奏その他皇室関係の講演、映写等を行なうホールとして新営しようとするものであります。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について、その概要を申し上げます。

食糧管理特別会計は、現在、国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定の六勘定に区分されております。

これらの勘定のうち、農産物等安定勘定は、本来、農産物価格安定法に基づき国内産のカンショでん粉、パレイショでん粉等の買入れ、売り渡しに關する經理を行なうものであります。が、旧てん菜生産振興臨時措置法の規定によるてん菜糖及び飼料供給安定法の規定による輸入飼料の買入れ、売り渡しに關する經理も、暫定的に、この特別会計法の附則第五項の規定により行なうてきております。

しかして、この勘定設置本来の趣旨にかんがみ、前国会から引き続き御審議をお願い申し上げます。甘味資源特別措置法案の中で、この特別会計法の一部を改正し、国内産糖及び国内産ブドウ糖の買入れ及び売り渡しに關する經理は、農産物等安定勘定とは別に、新たに砂糖類勘定を設けて行なうことといたしておりますが、さらに、輸入飼料につきましても、近年、その取り扱い数量が増加し、農産物等安定勘定の歳入歳出予算の中で、輸入飼料にかかわるものがその大部分を占めることにも、同勘定に生ずる損失も、そのほとんどが輸入飼料の取り扱いかかわるものとなつておりますので、今回、その經理を明確にするため、輸入飼料勘定を設けることといたした次第であります。

次に、輸入飼料勘定の概要を申し上げます。

この勘定におきましては、輸入飼料の売り渡し代金、調整勘定よりの受け入れ金、一般会計よりの受け入れ金その他付属雑収入をもつてその歳入とし、輸入飼料の買入れ、売り渡し及び交換に關する諸費、業務勘定及び調整勘定への繰り入れ金その他付属諸費をもつてその歳出とすることとしており、輸入飼料の買入れ代金の財源あ

るいは資金繰りに充てるため必要があるときは、一年以内あるいは当該年度内に償還すべき証券を発行したまたは借り入金もしくは一時借り入れ金を行なうことができることとしたしてあります。

また、この勘定の利益または損失は、この勘定の積み立て金として積み立てたは積み立て金を減額して整理し、整理できないものは、損失の繰り越しとして整理することとしたしてあります。

なお、この勘定に生ずる損失は、予算の定めるところにより、一般会計から繰り入れてこれを補てんすることができるといたしてあります。

その他この勘定の設置に伴って必要な規定の整備をはかることとしたしてあります。

以上が「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件」及び食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の理由及びその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(新谷眞三郎君) 井川北海道開発政務次官。

○政府委員(井川伊平君) ただいま議題となりました北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

第一は、政府は予算で定める金額の範囲内において、北海道東北開発公庫に追加して出資することができることとし、この場合において同公庫はその出資額により資本金を増加するものとしようとするものであります。

同公庫は、北海道及び東北地方における産業の振興開発を一そそ促進するため資金の増大をはかることが必要でありますので、別に御審議をいたしておきます昭和三十九年度予算案にいたしましては、同公庫に対して、産業投資特別会計から十億円を追加出資することとしたしてあります。

第二は、北海道東北開発公庫の監事の権限を明確にしようとするものであります。政府といたしましては、北海道東北開発公庫設立の目的で十分達成されるよう常に努力しているところであります。政府といたしましては、北海道東北開発公庫の業務が適正かつ能率的に運用されるよう、監事の権限を明確にしようとするものであります。

第三は、北海道東北開発公庫の業務の範囲についての規定を整備することでありまして、従来、公庫は、北海道及び東北地方の産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業については、法律に基づく主務大臣の指定により、これをもその業務の対象といたしてありますが、今後の当該地方の地域開発の進展に即応し、この際、法律に土地造成事業を明記することがより適当であると考へますので、所要の改正をお願いするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(新谷眞三郎君) 以上をもちまして三案の提案理由の説明を終わりましたので、引き続き、「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件」につきまして、補足

説明を聴取いたします。江守管財局長。

○政府委員(江守堅太郎君) 「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件」につきまして、提案理由に補足して御説明申し上げます。

第一の、京都御苑の一部を公用財産にする件でございますが、これにつきましては、特に補足して御説明することとはございません。

第二は、厚生省所管の皇居外苑の一部を皇室用財産とする件でございます。現在、皇居外苑としての公共用財産と皇居としての皇室用財産との共管につきましましては、一部不合理な点があるものであります。たとえて申し上げますと、乾堀でございます。あの乾堀のところにある堀でございますが、この堀が財産管理上は二つに分かれておりまして、一部分は宮内庁、一部分は厚生省が管理しております。しかも、この乾堀は、宮内庁が管理しておりますところの蓮池堀と同様で、皇居の内部にずっと深く入っております。したがって、宮内庁が皇室用財産として一括して管理するほうが実情に適していると考へておるのでございます。平川堀につきましても同様な事情でございます。

また、その他敷力所について見ましても、あるいはそれが皇居に入り、あるいはあるいは皇居からだけ出入りできるというふうな特殊な渡り堀であります。これらのものはむしろ皇居の一部として宮内庁が一括管理されるのが適当であるというふうな考へておるのであります。

第三の、公用財産を皇室用財産とする件でございますが、先般、皇居御視察をいただきましたが、その際、例の皇居東側地区を御視察いただきました際に御説明をいたしましたと思いますが、同地区にありますが皇室用の財産につきましまして、非常にいろいろ錯綜した状態にございます。終戦後、皇室用財産として必要な最小限度の部分を除いて物納をされたようないきさつもありまして、現在皇居公用財産となつておる部分があるものであります。しかしながら、これらの地区は、先ほど申し上げました昭和三十五年一月の皇居造営についての閣議決定に基づきまして、皇居の付属庭園として整備する、そうして宮中行事に支障のない限り、原則として公開する、こういふことになっております。したがって、その整備も進行いたしてあります。したがって、この際、同地区を一括して皇室用財産としようとするものでございます。

第四の、皇室用財産の取得についてでございますが、そのうち主要なものである宮殿の新宮について申し上げます。皇居造営審議会の答申及びこれに基づく閣議決定によりまして、昭和三十

をを進めまして、昭和三十七年度には、基本設計、本年度におきましては実施設計をそれぞれ完了いたしました。昭和三十九年度から工事に着手するという運びになったわけでございます。新宮殿は、皇居西の丸地区の旧宮殿あとに新営される予定でございますが、鉄骨鉄筋コンクリートづくり地上二階地下一階建てでありまして、延べ面積六千九百四十二坪でございます。内部は儀式用の正殿、控室、食堂及び陛下の公務室であるところの表御座所、四ブロックに分かれてあります。なお、このほか、この宮殿に付帯いたしました、電気機械室、地下駐車場等を新設するものでございます。

以上、提案理由に補足して、主要なものについて御説明申し上げます。○委員長(新谷眞三郎君) 引き続き、本件に対する質疑に移ります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○柴谷要君 「国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めめるの件」の提案に関連をいたしまして、管財局長にお尋ねをしておきたいと思つておりますが、政府は近く国有財産法の一部改正の法律案を国会に提案をしようとしておられますが、大体その見通しはいつごろになるでしょうか。

○政府委員(江守堅太郎君) ただいま大蔵省で考へております原案につきまして、各省といたしましては、折衝を進めております。大体各省の御了解を得る点までござつてまいりました。今月中には提案をいたしたいと考へておられます。この提案に際しましては、国有財産中央審議会に諮問をいたしまして、その御答申を得てから提案をいたそう

をを進めまして、昭和三十七年度には、基本設計、本年度におきましては実施設計をそれぞれ完了いたしました。昭和三十九年度から工事に着手するという運びになったわけでございます。新宮殿は、皇居西の丸地区の旧宮殿あとに新営される予定でございますが、鉄骨鉄筋コンクリートづくり地上二階地下一階建てでありまして、延べ面積六千九百四十二坪でございます。内部は儀式用の正殿、控室、食堂及び陛下の公務室であるところの表御座所、四ブロックに分かれてあります。なお、このほか、この宮殿に付帯いたしました、電気機械室、地下駐車場等を新設するものでございます。

と考へておりますので、極力急いで仕事を進めておりますが、早くても今月の終わりになるというふうに考へます。

○柴谷要君 政府にそのような意図があることが現在わかっているのではありませんが、その関連について二、三質問いたしたいと思います。

国有財産法の一部改正の第一点は、国有財産の総合調整に必要な手続の改正をしようとする、こういうねらいがあるようにありますが、一体その総合調整に必要な手続はどのように考へておられますか、それをひとつお伺いいたします。

○政府委員(江守聖太郎君) ただいま各省との間で、まだ話し合いの途中でありますので、最終的に決定をいたしておりませんが、大蔵省の原案として考へておられますことは、まず第一に、現在たとへば療養所である国立病院がございまして、その国立病院の敷地が、非常に大蔵省の目から見ると余つていゝる、病院を經營する点からいつても必要以上の面積を持つていゝるというふうな土地があつた場合に、現在、大蔵省は厚生省に對しまして、あの土地は余つていゝるから、病院以外の目的に使つてはどうか、もつと公共的なものは民生の安定に資するよう用途に使つてはどうかということ、厚生省に申し上げていゝるということなどございまして、その際、現在の国有財産法上の仕組みをいたしましては、閣議の決定を求めて、その閣議決定に基づき大蔵大臣が厚生大臣にある措置の要求をする、こういうたてまえになつておるのでございまして、でございますが、これは国有財産の非常に個別的な

土地の利用方法などにつきまして閣議まであげることが實際問題としてはなほだまゝ適當でないというふうな事情もございまして、いままでも閣議決定を求めて各省にさういつた措置を要求したということはないのでございまして。ただ事實上各省といゝるお話し合いをしまして、各省がそれは大蔵省の考へるやうにやろうといゝつて、その線で問題を解決してきたといゝること

で、私どももいたしましては、この際、大蔵大臣は国有財産についていゝるゆるゆるの権限、調整権といゝるものを持つておられますので、これをもう少し活用したい。活用するためには、現在の国有財産法第十條は、閣議の決定があつてから初めて各省に正当な措置を要求をし得るといゝつたてまえになつておるのを、もう少しその前の段階において、閣議の決定を経ない前の段階においても大蔵大臣が各省にさういつた措置を求め、これは現在も、先ほど申し上げましたとおり、求めておるのでございまして、これは單なる事實上の話し合いのやうな求め方になつてお

ります。それをもう少し制度的に明確なものにして、大蔵大臣が、これはほかの目的に転用したほうがよからうといゝものについては、国有財産法に基づきまして各省にさういつた措置をとることをお話を、さうして各省がそれに基づいていゝるお考へになる、さうしてその結果そのとおり事が行なわれればけつこうでございますが、なかなかその問答がうまくいかないといゝるやうな場合には、それから後初めて閣議にかけてさういつた措置を求めるといゝるやうなたてまえにいたしまし

て、大蔵大臣のさういつたほかの目的に転用したらいと思はれるやうな財産の運用についての総括権の運用の適正を期してまいりたいといゝるやうに考へておられますことが一つでござい

ます。それから、現在特別会計を持つておられます財産につきましては、これが特別会計がある国有財産を取得いたしま

すときには、大蔵大臣にいわゆる取得の協議といゝるのを、さうして、大蔵大臣には何ら協議をいたしませんで、特別会計自身の御判断でこれを充

りかして、最近土地の問題が非常に重要な問題になつてまいりまして、これをやはり非常に広い国家的な視野から、これを売

りかす、交換するといゝるやうなことを考へたほうが適當であると思はれま

す。これらに従来特別会計がみづから判断をいたしてやつておりましたところの国有財産の処分などにつきまして、大蔵大臣に協議をいたしたく

といゝることでございます。それからまた、現在大蔵大臣が所管しておられます普通財産を処分いたしま

すときには、これは国有財産審議会に諮問をいたしまして、諮問をした上でこれをきめておられますが、特別会計の場合は、先ほど申し上げましたやうに、大蔵大臣に協議がございせんので、何らさういつた国有財産審議会と

といゝる機会をつかまえて、これを国有財産審議会に御諮問をして適正な運用をはかつてまいりたいといゝるやうなことを考へておられます。

これが国有財産法を今回改正の提案をいたさうと思つておられます非常におもな点でございまして。そのほか二、三改正をいたしたいと思つておられますが、今回ただいまここで御審議を願つておられます「国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求め

るの件」に關係がございまして、皇室用財産の取得につきまして国会で議決を

いただいておりますので、皇室用財産の取得のうち予算を伴いますも

の、こゝにいたつたものは予算の御審議の際にも御審議を願ひますので、予算を伴うものについては、この国有財産法

第十三條に基づく議決といゝるものは、これははずしていただいたほうがいゝん

ではないか。予算を伴わないその他の交換、所管が等につきましてのみ、国会の議決をいただいてはどうかとい

るやうな提案もすることを考へておられます。

○柴谷要君 いや、実はこの法律案に關連して、これから出されようとする法律案の改正の内容を聞きかつかつたのは、後段の問題——公共用財産及び皇室用財産の増減に關する議決内容の改正、こゝにこゝをお考へになつたかといゝることを聞いたので、後段の問題を聞きたいと思つた。予算を伴うものは、予算委員会で議決をされることであるから、この十三條の承認事項についてははずしたい、こゝにこゝをお考へを大蔵省は明確にお持ちになつておるといゝることでございますね。予算を伴わないものだけに限つて議決を求め、こゝ

にお考へてですか。これをひとつ明確にしておいていただきたい。

○政府委員(江守聖太郎君) さう考へておられます。

○柴谷要君 さういふことになるといゝると、国有財産法が出てきたときに大いに議論しなければならぬと思つたが、これはひとつあらかじめ大蔵省としても十分な検討をしていただきたたい、こゝにこゝに思つておられます。この点だけ申し上げて、質問を終わります。

次は、ちよつと宮内庁の瓜生さんにお尋ねしたいと思つておられますが、宮内庁の現在の機構は、長官官房、侍從職、東宮職、式部職、書院部、管理部に臨時皇居造營部と、かように部局が分かれておられますが、これ以外に何か

ありませんか。

○政府委員(瓜生順良君) この部局としてはさういふことではございませんが、そのほかに正倉院事務所、下総御料牧場、京都事務所といゝるが付屬機關としてございまして。

○柴谷要君 そこで、異なことをお尋ねするやうでございまして、この部局に分かれておられます責任者の方々——おもに責任を持つておられる方々の員數であります、長官官房が長官以下が七人、侍從職が四人、東宮職が四人、式部職が五人、書院部が四名、管理部長が六名、臨時皇居造營部が三人、こゝにこゝに思つておられますが、この數字に間違ひはございせんか。

○政府委員(瓜生順良君) いまの數字は幹部だけの數字で、その他の下のほうの職員が抜けておると思つておられますが、長官官房ですと、一般職を入

り役職名が、これは新聞に載った場合
には、東宮侍従長、東宮女官長という
のと東宮大夫とは一体どうい地位の
方だかということが、一般国民の常
識にびんごないんじやないかと、こ
う思うわけです。東宮大夫さんが東宮
職の最高の責任者であり、その下に東
宮侍従長、東宮女官長、こういうのが
あるということ、国民一般は知らぬ
じやないか。ということ、世間通例
な、何といいますが、その名前を使っ
ておられないところにある。しかし、そ
の他が全部世間通例な、部長である
か課長であるとか、式部職であるなら
ば式部官長という世間で通例なことは
を使っている。東宮大夫というのが一
つだけここにあるのですが、これはど
ういう意味合いでお残しになられたの
か。特殊な事由があるならばお聞か
せをいただきます。ないならば、これ
はやは何といいますが、総官長とか
総長とか、あるいは官長とかというふ
りに名前を変える意思があるかどう
か、この点をひとつお尋ねしておき
たいと思います。

○政府委員(瓜生順良君) これは「と
うぐらだいぶ」と読むんでございま
すが、これはずっと伝統的に東宮職、つ
まり皇太子殿下のほうの職を統括する
人が東宮大夫というので、ずっと昔か
らまあそういう名称がずっとあるわけ
で、いまおっしゃったように、しかし
わかりにくいじやないかというよう
な御意見、これも他の委員のほうから
御指摘を受けた、考えたらどうい
うことを言われたことを覚えておりま
す。われわれとしてはいろいろ実は検
討もしてみたんでございしますが、しか
し、まあいまいとこれにかわる、

これならいいという名称もないもの
ですから、伝統的な名称を使ってお
けです。外国の王室あたりの例を聞き
ましても、やはり伝統的な名称を使
ておられるところが多いのですから、
英国あたりでも、まあよほど名案
があればすけれども、それがいいも
のですから、伝統的な名称を使ってい
るというので、研究をすべきである
ということ、研究をすべきである
す。

○柴谷要君 私ども、明治の時代、あ
るいは大正の初期に生まれた人はい
んどすけれども、ところが、大正の末
期から昭和に移り今日に至っている若
い人たちは、東宮大夫さんといっ
ても、ちよつとびんごないじやない
か。そこだけなんです、ちよつと疑
点の持たれるような名称をお使いに
なっているのは、でありますから、私
はやはり世間並みなことに変更され
るならば変えたほうが、なじみがつく
じやないか、こういう意味で申し上げ
るのでございしますので、御検討いた
ければ幸いだと思います。まあこれ以
上のことは申し上げません。

それから、もう一つは、最近皇居に
非常な国民の皆さんから奉仕団体が来
られておる。大体まあ、先日調査の
際にお尋ねしましたら、月週三万人
らしいの御様子だということございま
すが、二、三年の統計ではっきりした
数字がおわかりでしたら、ひとつお聞
かせいただきますか。

○政府委員(瓜生順良君) 年によつて
勤勞奉仕の数字は違いますが、二万
いし三万であります、昨年は二万
千、その前の三十七年は二万四千、そ
の前の三十六年は二万五千というよう

な最近の数字で、ずっと古いところで一
番多い年で、昭和二十六年が三万
九千という年もございするけれど
も、数としては二万ないし三万とい
うこととございします。

○柴谷要君 これらの方々が奉仕をさ
れてお帰りになります際に、皇居から
は何か記念のものでも差し上げてお
るのございしますか。それとも、皇居
中を見せたからということ、お帰り
願っておるのですか。この点をひとつ
お聞かせ願いたい。

○政府委員(瓜生順良君) 奉仕を終え
られた場合に、御紓つきのたばこを小
さいのを一箱ずつ賜わっておるわけ
ですが、なお、両陛下並びに皇太子殿
下、妃殿下にもお召れまして、両陛下、
両殿下からのおいさつを受けられると
いうようなこととございします。

○柴谷要君 両陛下にお目にかかる
いうことで、大体奉仕に来られて、あ
えて皇室から何かもらって帰ろうとい
うつもりで来られる方はないと思
うのですが、たばこ一箱という、十
本入りですね。価格にいたしますとど
のくらいですか。

○政府委員(瓜生順良君) このたばこ
も、実は十本じゃなくて五本入りの小
さいものでございします。ですから、あ
れは箱を入れましてまあ十数円とい
う、二十四までならぬものでござい
ます。けれども、これは金額の問題
じやなくて、御紓つきのたばこはそ
うやみに出しておられませんので、皆さ
んは喜んでおられるようございま
す。

○柴谷要君 そこで、勤勞奉仕に来ら
れる方々は、皇居からもものをもら
て帰ろうという人はおそらくいないと

思われるが、やはり奉仕さ
れる方々は都市の人じゃなくて農村の
人で、陛下にお目にかかれるというこ
とでお出かけになられると思うので
すけれども、あまりにも、たばこ五本
ということでは、いなかには帰って、皇
居へ行つて陛下に会つてきたという話
をされると思うのですが、何かひとつ
多少のものをお考えになる意思はござ
いしませんでしょうか。常識的に考え
て、一日奉仕してきて、きれいにし
て、一日奉仕してきて、きれいにし
て、一日奉仕してきて、きれいにし
て、一日奉仕してきて、きれいにし

かというふうにも思つては、
三万人として、これは百五十円でも四
百五十万あればいいわけですから、そ
のくらの支出ができないものかどう
か。これはぎりぎりの予算でやつてお
られることだから、余分ないと思
うのですが、これは大蔵省のほうにお尋
ねしておきたいのですが、四百五十万
や五百万の金を出して、国民が三万人
から来るので、それらの人に持たして
やるといふような金が出せないものか
どうか。大蔵次官、ひとつ答弁をして
ください。

○政府委員(齋藤邦吉君) 非常に御理
解のある御質問でございますが、先ほ
ど宮内庁からもお答えがございましたよ
うに、勤勞奉仕をされる方々は、そ
ういふものをいただいたらうという気持
ちでは、ありませんので、精神的な奉仕とい
うことが中心だと思つては、私のほうより
もむしろ宮内庁御當局において十分御

検討をいただいたほうがけつこうかと
存じております。

○柴谷要君 次官にそんなことを聞い
ているのじやないのだよ。宮内庁にこ
んな金がないといふことは、この間
ちゃんとして調査でわかっているのです。
だから、四百五十万くらいで国民に喜
んでもらえるようなことなら、大蔵省
で努力いたしますよというところ
い答弁してもらいたかつたから、聞い
ているのだよ。そのくらのことを答
弁してくれなければだめだよ。私の聞
いているように答弁してください。

○政府委員(齋藤邦吉君) 金額等の問
題でもありませんが、宮内庁とよく十
分相談いたしたいと思つております。

○政府委員(瓜生順良君) 私からも
ちよつとお答えしますが、これは宮内
庁のほうで方針を立てまして大蔵省の
ほうへお願ひすれば、大蔵省も理解あ
る態度をとつてもらえらると思つて
が、じや、どういふふうにするか
しを考えたらいかにという実質の問題
がございまして、いまの御質問もござ
いまして、今後その勤勞奉仕の方
のもてなしの点につきましては、さら
に改善策がないか、十分研究したい
と思つております。

○柴谷要君 次回はこの法律案につ
いて本論に入ります。きょうはだいで枝
葉のことをお尋ねいたしました、今
度譲りたいと思つては、きょうはこ
れで終わります。

○栗原祐幸君 ちよつとお尋ねをした
いのですが、宮内庁所管の公用財産で
すね、これを今度は皇室用財産に移管
をするわけですが、皇室用財産も宮内
庁が所管をするので、しやう、管理は、

○政府委員(江守堅太郎君) そのとおりでございます。

○栗原祐幸君 そうしますと、宮内庁所管の公用財産も宮内庁が所管をする、それから皇室用財産も宮内庁が所管をするということになりますと、管理の実態は変わらないわけですね、いままでと。この点はどうかですか。

○政府委員(江守堅太郎君) 本日議題になっております問題は二つございまして、宮内庁が所管いたしております公用財産と皇室用財産の整理の問題、それから厚生省が所管しておりますところの公用財産と皇室用財産の整理の問題、二つございまして、厚生省の持つております公用財産と皇室用財産、これは先ほど補足説明で申し上げましたとおりでございます、これは一括皇室用財産として宮内庁が所管をする。それから、宮内庁が所管しておりますところの公用財産と皇室用財産、これも同じところだからいいではないかとおっしゃれば、そうでもないと云えないことではないと思ひますが、やはりこれは、現在の国有財産が公用財産、公用財産、皇室用財産というふうに分かれております。それぞれ本来の趣旨に従つてこれを整理し、それぞれの実態に応じた運用をするというのが望ましいので、それをこの際やろうということをお願いをしたわけでございます。

○栗原祐幸君 私が言っているのは、要するに管理の実態そのものについては違つていないのかと、こう聞いたのです。それについては、管理の実態については変わらぬわけですね。ただ、宮内庁の公用財産を今度は分類を分けて皇室用財産というふうに振りか

えるだけでですね。それを聞いていただくのです。

○政府委員(江守堅太郎君) 管理と申しますことは、現実には申しますと、たとえば東地区の庭園につきまして、荒れた場合にこれを直す、あるいは変な者が入つてこないように警備をするというふうな問題でございまして、これは皇室用財産でございまして、公用財産でございまして、そういう管理の実態におきましては、私は変わる点はないと思ひます。ただ、先ほど申しましたように、皇室用財産、公用財産という二つの分類がございまして、国有財産法上ございまして、それぞれ目的を持つてゐるわけでございます。これを整理するということから申しますと、これは、たとえは皇室用財産は幾らあるのか、公用財産は幾らあるのかという場合に、本来皇室用財産であるべきものを公用財産としてゐるということでは、やはり正確ではない、そういう意味でこの際整理をしようということでございます。

○栗原祐幸君 私はそれでお聞きしたいのですが、いままでの経過はよく承知しておらないのですが、たとえば厚生省所管の公用財産を皇室用財産にするということについては、宮内庁とか厚生省という所管のなわ張りといふか、所管の問題があつて、いろいろめんどうだつた。ところが、宮内庁所管の公用財産と皇室用財産という問題については、官庁自体について、なわ張りがないわけですね。ですから、もつとなぜ早くやらなかつたのか。この点をお聞きしたいわけですね。

○政府委員(瓜生順良君) その点、私からお答えいたしますが、これを皇室用財産にこの際一括して整理をお願いしたいというのは、今度この東側地区が皇居の付属の庭園として整備をするというところで、いろいろ予算もいたしたい整備をするわけですが、そうしますと、やはりまあ皇居の付属庭園であつて皇室の用になるわけだから、これはこの際皇室用財産とすべきである。普通の宮内庁の公用財産であります。それも現在もありません。われわれが住んでゐる公務員宿舎のあたりは宮内庁の公用財産であります。そういうものですと、それはいわゆる皇室費で整備をするのじやなくて、総理府所管宮内庁費で整備をする。今度は皇室費で整備をする、皇室の用に供することになるわけですから、こういう整備に伴つてそうしなければいけないというふうな感じに、大蔵省のほうと御相談してこれをお願いするわけでございます。

○委員長(新谷寅三郎君) 別に御発言もございませぬようですから、本件に對する質疑は本日このところの程度にとどめておきます。次回は二月十八日午前十時から委員会を開きたいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。午前十一時十六分散会

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案
一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案

北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
第四条に次の二項を加える。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第九條に次の一項を加える。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は總裁を通じて主務大臣に意見を提出することができる。
第十九條中「事業を営む者で」を「事業を営む者に対して」、「又は補修に伴ひ長期の資金を必要とするものに対して、当該資金を」若しくは「補修に伴ひ必要な長期の資金又は当該地方の産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な長期の資金」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
五 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第一条中「並甘味資源特別措置法」を、「甘味資源特別措置法」に改め、「(以下砂糖類ト謂フ)」の下に「並飼料供給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号) 第三条ニ規定スル飼料供給計画ニ基キ政府ノ買入ルル輸入飼料(以下輸入飼料ト謂フ)」を加える。
第一条ノ二中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。
第二条、第三条及び第四条ノ三中「及砂糖類」を、「砂糖類及輸入飼料」に改める。
第六条ノ二ノ二の次に次の一條を加える。
第六條ノ二ノ三 輸入飼料勘定ニ於テハ輸入飼料ノ売渡代金、調整勘定ヨリノ受入金、一般會計ヨリノ受入金其ノ他附屬雜取入ヲ以テ其ノ歳入トシ輸入飼料ノ買入代金、輸入飼料ノ買入、売渡及交換ニ関スル諸費、業務勘定及調整勘定ヘノ繰入金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歳出トス
前項ノ一般會計ヨリノ受入金ハ予算ノ定ムル所ニ依リ輸入飼料勘定ニ生ズル損失ヲ補填スル為一般會計ヨリノ繰入ルルモノトス
第六條ノ三及び第六條ノ五第一項中「砂糖類勘定」の下に「輸入飼料勘定」を加える。
第六條ノ七中「歳入ノ性質及歳出ノ目的ニ從ヒ之ヲ款及項」を「歳入ニ在リテハ其ノ性質ニ從ヒ之ヲ款及項

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

ニ区分シ歳出ニ在リテハ其ノ目的ニ
從ヒ之ヲ項」に改める。

第六条ノ九中「及砂糖類」を、「砂
糖類及輸入飼料」に改める。

第八条ノ四ノ二中「砂糖類勘定ニ
付テハ」を「砂糖類勘定及輸入飼料勘
定ニ付テハ」に改める。

附則第五項を次のように改める。

甘味資源特別措置法附則第二条第
一項又ハ第三条第一項ノ規定ニ依
ル国内産糖又ハ国内産葡萄酒ノ買
入又ハ充渡及沖繩産糖ノ政府買入
レに關する特別措置法（昭和三十
九年法律第 号）第一項ノ規定

ニ依ル沖繩産糖ノ買入又ハ充渡ニ
關スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間
本會計ノ砂糖類勘定ノ所屬トスコ
ノ場合ニ於テ第二条中「砂糖類」ト
アルハ「砂糖類（甘味資源特別措置
法附則第二条第一項及第三条第一
項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ルル内
産糖及国内産葡萄酒並沖繩産糖ノ
政府買入レに關する特別措置法
第一項ノ規定ニ依リ政府ノ買入ル
ル沖繩産糖ヲ含ム以下同ジ）」ト読
替フルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 改正後の食糧管理特別會計法
（以下「新法」といふ。）の規定は、次
項に定めるものを除くほか、昭和
三十九年度分以後の予算について
適用し、昭和三十八年度分以前の
予算については、なお従前の例に
よる。

3 新法第六条ノ八第二項第二号又
は第三号の規定により食糧管理特
別會計の予算に添附すべき前年

度又は前年度に係る書類について
は、昭和三十九年度分（前前年度
に係る当該書類については、昭和
四十年年度分を含む。）の予算に限
り、これらの規定にかかわらず、
なお従前の例による。

4 昭和三十九年三月三十一日にお
ける食糧管理特別會計の農産物等
安定勘定の権利及び義務は、甘味
資源特別措置法（昭和三十九年法
律第 号）附則第七條第三項の
規定により同會計の砂糖類勘定に
歸属するもののほか、政令で定め
るところにより、同會計の農産物
等安定勘定又は輸入飼料勘定にそ
れぞれ歸属するものとする。

5 昭和三十八年度の食糧管理特別
會計の農産物等安定勘定の歳出予
算で、財政法（昭和二十二年法律
第三十四号）第十四條の三第一項
若しくは第四十二條ただし書又は
附則第二項の規定により従前の例
によることとされる食糧管理特別
會計法第九條第一項の規定により
昭和三十九年度に繰り越して使用
するもののうち、飼料需給安定法
第三條に規定する飼料需給計画に
基づき政府の買入レれる輸入飼料
に係るものは、この會計の輸入飼
料勘定において使用するものとす
る。

二月七日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、たばこ販売手数料の引上げ改定
に關する請願（第二四九号）（第二
七四号）

一、音楽、演劇、舞踊、映画等文化
的催物に対する入場税撤廃等に關

する請願（第二七〇号）（第二七
一号）（第二七二号）（第二九五号）（第
二九六号）（第二九七号）（第三〇八
号）（第三〇九号）（第三一〇号）（第
三一一号）（第三一二号）（第三一三
号）（第三一七号）（第三一八号）（第
四〇六号）（第四〇七号）

一、果実飲料の物品税撤廃に關する
請願（第三〇一号）

第二四九号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 徳島市方代町一丁目
吉見勢之助外九名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一七号と同じで
ある。

第二七四号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 広島市皆実町二ノ四一
二中国たばこ販売協同
組合連合会会長 上野
友則外八名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一七号と同じで
ある。

第二七〇号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 大阪府東大津市東雲町
一七〇 土屋美雪外四
百九十九名
紹介議員 榎 繁夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じ
である。

第二七二号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 大阪府豊中市庄内幸町
二ノ二七 水口すみ子
外千六百十二名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じ
である。

第二七二号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 大阪府東区西嶋野一
ノ二一七 竹田敏夫外
千四百九十九名
紹介議員 榎 繁夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じ
である。

第二七五号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 大阪市西成区松田町一
ノ二九 上杉道代外四
百九十九名
紹介議員 榎 繁夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じ
である。

第二九六号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 大阪府北區新川崎町
一 久保信子外三百九
十九名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じ
である。

第二九七号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 大阪府北區宗是町一
大
ビル内 広谷敏子外七
百九十九名
紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じ
である。

第三〇八号 昭和三十九年一月二十
日受理
たばこ販売手数料の引上げ改定に關す
る請願
請願者 大阪府茨木市大字山田
小川三、四〇二 中本
詔子外三百九十九名
紹介議員 榎 繁夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じ
である。

請願者 大阪府枚方市中振二、

五三三ノ八 水島隆晴

外二百九十九名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第三一〇号 昭和三十九年一月二十

三日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 奈良市南京西町五

二 足立美智子外七百

十名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第三一一号 昭和三十九年一月二十

三日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪市東区玉堀町五三

八 松井孝太郎外四百

九十九名

紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第三一二号 昭和三十九年一月二十

三日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪市東淀川区田川通

三ノ三 小森慶三外二

百九十九名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第三三三三号 昭和三十九年一月二十

四日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪府西成区南神合町

二八 小鹿幸子外四百

九十九名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第三八七号 昭和三十九年一月二十

八日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪府八尾市大字弓削

六八五ノ一 常山昌子

外四百九十九名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第三八八号 昭和三十九年一月二十

八日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪市城東区今福中二

ノ五八 小島澄子外百

九十九名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第四〇六号 昭和三十九年一月三十

日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 大阪府西区九条通三ノ

四七七 神原貴美子外

六百九十九名

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第四〇七号 昭和三十九年一月三十

日受理

音楽、演劇、舞踊、映画等文化的催物
に対する入場税撤廃等に関する請願

請願者 兵庫真西宮市上鳴尾町

七六 宮本佐紀子外八

百九十九名

紹介議員 小宮市太郎君
この請願の趣旨は、第二四三号と同じである。

第三〇一号 昭和三十九年一月二十

三日受理

果実飲料の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内

二ノ二社団法人日本缶

詰協会長 植田朋八

紹介議員 高山 恒雄君
物品税法第一條別表第二種第四類四十

一号、嗜好飲料第五類四十七号濃厚果

実水及び濃厚果実みつ並びに第三種二

号清涼飲料の物品税を撤廃せられたい

との請願。
理由
一、果実飲料は、農家経済並びに中小

加工企業安定の上に重要な役割をも

つ、果樹園芸振興に欠くことのでき

ない産業で、自由化に対処して保護

育成を図るべき産業であるにもかか

わらず物品税を課していることは、

この発展を抑制し果樹園芸振興を阻

害するもので、国の政策と矛盾して

いる。
二、近年果実飲料併詰は、輸出におい

ても非常な発展を示し、輸出振興に

貢献しており、特に中近東諸国の新

興諸国においては、欧米諸国の果実

飲料と競合して色色なく、ますます

輸出産品として期待されている。

三、従来果実飲料とともに嗜好飲料と

して同様の物品税を課せられていた

酪農振興産業の乳性乳酸飲料は、昨

年四月撤廃され、現在課税の対象と

なつて取り残されている農林物資で

は「嗜好飲料」「コーヒー・ココア」

「清涼飲料」でこの措置はまことに不

均衡である。
四、現在果実飲料には、日本農林規格

が設定され格付果汁率により税の減

免が実施されているが、日本農林規

格の適合品であれば全面的に物品税

は非課税とすべきである。
五、果実飲料は、関税消費税と物品税

の二重負担をしており国の物価抑制

策に伴う消費者擁護の立場から政策

的にはなほ矛盾している。
六、貿易自由化に伴い果実飲料産業の

先進国からの輸入に対処するため、

廃税による価格の引下げを行ない、

国産品の愛用と消費の拡大を図り、

加えて企業の経営基盤を確立する必

要がある。
二月十日予備審査のため、本委員会に

左の案件を付託された。
一、とん税法及び特別とん税法の一

部を改正する法律案

とん税法及び特別とん税法の一部

を改正する法律案

とん税法及び特別とん税法の一

部を改正する法律

(とん税法の一部改正)

第一条 とん税法(昭和三十二年法

律第三十七号)の一部を次のよう

に改正する。
第三条第一号中「八円」を「十六

円」に改め、同条第二号中「二十四

円」を「四十八円」に改める。
(特別とん税法の一部改正)

第二条 特別とん税法(昭和三十

二年法律第三十八号)の一部を次の

ように改正する。
第三条第一号中「十円」を「二十

円」に改め、同条第二号中「三十

円」を「六十円」に改める。
第五条第二項及び第八条第一項

中「十八分の十」を「三十六分の二

十」に、「十八分の八」を「三十六分

の十六」に改める。
附則

1 この法律は、昭和三十九年四月

一日から施行する。
2 この法律の施行前に改正前のと

ん税法(以下「旧とん税法」という。)

及び改正前の特別とん税法(以下

「旧特別とん税法」という。)の規定

によつて課した、又は課すべきで

あつたとん税及び特別とん税につ

いては、この附則に特別の定めがあ

るもののほか、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧とん税法

第三条第二号及び旧特別とん税法

第三条第二号の規定によつたとん税

及び特別とん税の一時納付があつ

た場合において、当該各号の規定に

つきその開港においてとん税及び特別とん税を納付することを要しないこととされていた期間がこの法律の施行後にわたつているときは、当該外国貿易船に係るその納付することを要しない残存期間の

一年に対する割合を当該一時納付に係るとん税及び特別とん税の額に乗じて得た額は、当該外国貿易船が当該残存期間内にその開港に最初に入港した場合において改正後のとん税法及び特別とん税法の

規定により納付すべきとん税及び特別とん税の額から控除する。この場合においては、改正後の特別とん税法第五条第二項の規定を準用する。

4 前項の場合においては、旧とん税法第三条第二号及び旧特別とん税法第三条第二号の例によらないものとする。

二月十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

1 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
次の公用財産を公用財産とするため、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- イ 所在地 東京都千代田区烏丸通り
- ロ 口座名 京都御苑

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備	考
土地	公園	一、三三坪	一〇、九七〇、九〇〇円	所管換	一九八、九五坪 一、三〇、九三坪 四、五〇坪のうち一部である。	

2 次の公用財産を皇室用財産とするため、法第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- イ 所在地 東京都千代田区麴町二丁目一番地
- ロ 口座名 皇居外苑

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備	考
土地	公園	一、三三坪	四七六、六六〇、〇〇〇円	所管換	三〇〇、五二坪 三、七五、五五七、五五〇円のうち一部である。	

3 次の公用財産を皇室用財産とするため、法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- イ 所在地 東京都千代田区一番（皇居東側地区）
- ロ 口座名 旧本丸宿舎

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備	考
土地	敷地	六、五〇坪	二、九三、〇三三、二七〇円	種別替		
立木竹	樹木	一、二〇〇本	八、〇〇〇			
工作物	門ほか	個	一、八三、一〇七			
	計		三、九六六、九四〇、二三九			

4 次の財産を皇室用財産として取得することについて、法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

- 一 宮殿の新築
- イ 所在地 東京都千代田区一番（皇居西の丸地区）
- ロ 口座名 皇居

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	事務所	延坪三、六二坪	六、七九、〇〇〇、〇〇〇円	新築	鉄骨、鉄筋コンクリート造り 地上二階地下一階 附帯工作物を含む。	
建物	雑屋建	延坪五二坪	三、四一、〇〇〇、〇〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造り地下一階 附帯工作物を含む。	

二 宮殿の附帯施設としての電気機械室の新築

- イ 所在地 東京都千代田区一番（皇居西の丸地区）
- ロ 口座名 皇居

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	雑屋建	延坪五二坪	三、四一、〇〇〇、〇〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造り地下一階 附帯工作物を含む。	

三 宮殿の附帯施設としての地下駐車場の新築

- イ 所在地 東京都千代田区一番（皇居西の丸地区）
- ロ 口座名 皇居

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	倉庫建	延坪三、二七坪	四、五、〇〇〇、〇〇〇円	新築	鉄筋コンクリート造り地下一階 附帯工作物を含む。	

四 宮殿周辺工作物の新設

- イ 所在地 東京都千代田区一番（皇居西の丸地区）
- ロ 口座名 皇居

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
工作物	門障	一個	25,000,000 円	新設		
	水道	一個				
	下水道	一個				
	築庭	一個				
	舗床	一個				
	照明装置	一個				
	通信装置	一個				
	電話線路	50メートル				
	雑工作物	一個				

五 皇居東側地区工作物の新設

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
工作物	水道	一個	25,000,000 円	新設		
	下水道	一個				
	築庭	一個				
	舗床	一個				
	照明装置	一個				
	消火装置	一個				
	電話線路	130メートル				
	電力線路	80メートル				
	雑工作物	一個				

六 皇后陛下御還曆記念ホールの新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備	考
建物	延坪	24,000 坪	3,800,000 円	新築	鉄筋コンクリート造り地上二階(一部二階) 附帯工作物を含む。	